

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-32		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史A	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	折込み	写真	「マラッカ海峡」中、「マラッカは東南アジア最初のイスラーム国家として明に朝貢」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「東南アジア最初のイスラーム国家」)	3-(3)	
2	6	図	「人類の出現と進化」中、「170万年前」	不正確である。 (更新世の開始期として不正確である。)	3-(1)	
3	30	写真説明	玉座にすわる太陽神から法典をさずかるハンムラビ王の姿	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ハンムラビ王が太陽神からさずかっているもの)	3-(3)	
4	38	11	アテネは前7世紀に王政から貴族政へ移行したが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アテネの政体の移行)	3-(3)	
5	64	写真	「青香辛料」中、タイトル	誤記である。	3-(2)	
6	69	6 - 7	教会は改革を求める声にこたえようとせず、贖宥状(免罪符)を大量に販売するなど世俗化の傾向が著しくなった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の教会の状況)	3-(3)	
7	69	図	「聖書のドイツ語訳にとりくむルター」中、「ヴァルトブルク城」	表記が不統一である。 (70ページ囲み「バッハ」中、「ワルトブルク城」)	3-(4)	
8	85	図	「フランス革命直前のヨーロッパ」中、「コルシカ島」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (帰属)	3-(3)	
9	111	10 - 12	フィリピンには、スペインが16世紀以降に進出し、住民の多くをカトリックに改宗させ、19世紀にはマニラ麻・タバコなどの商品作物の栽培を農民に強制した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (商品作物の栽培をめぐる状況)	3-(3)	
10	123	写真	「1889年のパリ万博」中、「フランス革命100周年にあたる第4回万国博覧会のためにエッフェル塔を建造、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「第4回万国博覧会」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-32		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史A	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	131	17 - 19	フィリピンでは、スペインからの独立を主張してきたホセ=リサールが処刑された後、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ホセ=リサールの主張の内容)	3-(3)	
12	131	写真	「ホセ=リサール」中、「写真は東京の日比谷公園にある碑で、リサールが1888年来日して帝国ホテルに宿泊したことを記念したもの。」	誤りである。 (「帝国ホテル」)	3-(1)	
13	137	写真	「レーニン」中、「十月革命の際、人々の前で演説している様子。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写真の撮影時期)	3-(3)	
14	143	囲み	「蒋介石」中、「日本の陸軍士官学校に留学し、」	誤りである。 (「陸軍士官学校」)	3-(1)	
15	148	側注1	1935年のニュルンベルク法では、ユダヤ人から公民権をうばい、その生活権を否定した。これより前に、物理学者のアインシュタイン(1879~1955)や精神分析学者のフロイトなど、多くの	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
			ユダヤ系の人々が亡命した。			
16	159	下図	タイトル「共産圏を支配するアメリカと各国の軍事同盟網」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「共産圏を支配する」)	3-(3)	
17	168	側注1	中国では、1960年代後半から国家主席の劉少奇や鄧小平らが「資本主義の道をあゆむ者」(「走資派」とよばれた)として批判されて失脚し、「プロレタリア文化大革命」がはじまったが	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
18	172	囲み	「ゴルバチョフ」中、「ストヴロリ地方」	脱字である。	3-(2)	
19	173	図	「東欧の民主化」中、「ベルリンの壁」(1961.3~89.11)	不正確である。 (時期)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-32		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 世界史A		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
20	179	11	2010年8月にチュニジアではじまった民主化運動（ジャスミン革命）は、	不正確である。 （時期）	3-(1)				
21	181	写真	「鄧小平」中、「プロレタリア文化大革命でいったん失脚したが、1980年代に復権して中国の経済面における改革・開放政策を指導した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （鄧小平の復権時期）	3-(3)				
22	182	16 - 17	核不拡散条約（NPD）	誤りである。 （「NPD」）	3-(1)				
23	183	15 - 17	しかし、12年末の総選挙では、民主党が大敗し、安倍晋三を首相とする自民党政権が成立した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「自民党政権」）	3-(3)				
24	186	表	「日本がかかわったおもなPKO活動」中、「国際連合南スーダン共和国憲法（UNMISS）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国際連合の活動名）	3-(3)				
25	187	写真	「クローン羊のドリーと「育ての母」」中、タイトル	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ドリーと他の1頭との関係）	3-(3)				
26	192	10 - 11	ウェストファリア条約は、史上初の国際会議の場で締結された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「史上初の国際会議」）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 28-22		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 世界史B		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	13	2 - 3	人類の特徴は、直立して二足歩行をすることである。その祖先は700万～600万年以上前に出現した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (15ページ7行目「700万～600万年前」に照らして人類の祖先の出現年代を誤解する。)	3-(3)				
2	17	13 - 14	東アジアでは、黄河流域で、9000年前ごろからアワや稲の栽培がはじまり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (稲の栽培がはじまった場所)	3-(3)				
3	43	下右図 説明	「サンスクリットの文字」中、「サンスクリットは……「完成された文字」という意味をもつ。日本や中国では梵語とよび、墓の卒塔婆や位牌などに記されることがある。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (サンスクリットの意味及び「卒塔婆や位牌などに記される」サンスクリットの文字)	3-(3)				
4	62	上左表	「唐の文化・学問」中、「呉道元」	誤植である。	3-(2)				
5	64	10	租庸調制	表記が不統一である。 (61ページ8～9行目「租調庸制」)	3-(4)				
6	90	下左図	「封建的主従関係」全体	生徒にとって理解し難い図である。 (同ページ10行目「領主間の関係を封建的主従関係とよぶ」の記述に照らして理解し難い。)	3-(3)				
7	165	囲み	パリのオテル・ディユー（神のやかた）病院は12世紀にたてられた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「オテル・ディユー」の沿革)	3-(3)				
8	181	24	タイのラタナコーシン朝	表記が不統一である。 (175ページ10～11行目「タイのチャクリ朝」)	3-(4)				
9	193	14 - 16	イギリスは、エジプトからアフリカの縦断をはかり、南部では、オランダ系植民者（ブール人）が建国したオレンジ自由国とトランスヴァール共和国を征服した（ブール戦争）。	表記が不統一である。 (149ページ3行目「ボーア人」)	3-(4)				
10	198	28 - 32	スペインの植民地となっていたフィリピンでは、知識人ホセ・リサルやアギナルドが秘密結社を組織し、…… 1898年には独立宣言を発して革命政府を樹立した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ホセ・リサルの行動)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-22		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 世界史B		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	206	14 - 16	ソヴィエトの承認のもとに、ケレンスキーを首相とする臨時政府が樹立された。ニコライ2世は退位してロマノフ王朝はたおれた（三月革命、ロシア暦で二月革命）。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「ケレンスキーを首相とする」）	3-(3)				
12	221	上写真 説明	「ニューヨーク市ウォール街の「暗黒の木曜日」」中、「失業者は1933年には1300万人にのぼった。」	不正確である。（「1300万人にのぼった」）	3-(1)				
13	225	10 - 12	国民政府軍の包囲攻撃を受けた共産党は瑞金を放棄し、長征を行って延安にたどりついた。この途上で、毛沢東の権力が強まった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（長征の終着地）	3-(3)				
14	225	19 - 20	日本は宣戦布告をしないまま全面戦争を開始し、南京を占領してかいらい政権をたてた。このとき日本軍は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「かいらい政権をたてた。このとき」）	3-(3)				
15	228	下囲み	「アメリカ合衆国での日系市民の強制収容」中、「1942年12月、ローズヴェルト大統領は、アメリカ西海岸の日系人約11万人をロッキー山脈地方などの収容所に強制移住させた。」	不正確である。（「12月」）	3-(1)				
16	255	2 - 3	国民国家によって否定されていた先住民族や周辺地域の独自 をみとめる動きが加速した。	誤記である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-30		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	116	7 - 10	イラクから遠い地域では、地方政権が自立するようになった。モロッコのイドリース朝、・・・などがその例である。ただし、これらの地方政権は、アッバース朝カリフの権威を名目的に認	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イドリース朝がアッバース朝カリフの権威を名目的に認めていたかのように誤解する。)	3-(3)	
			めていた。			
2	183	図	「奴隷船の内部」内、「死亡率は約50%に達したといわれる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な死亡率とは言えない。)	3-(3)	
3	278	31 - 32	混乱のなかで臨時政府が成立(1871年)し、講和条約を結んだ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (フランスの臨時政府成立の年代)	3-(3)	
4	284	写真	「ドイツ帝国の成立」内、「ビスマルク・・・は軍事・外交・鉄道などの自主権を与えることにより、バイエルンから統一の承認を取りつけた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ビスマルクがバイエルンに与えた権利)	3-(3)	
5	335	3 - 5	1891年、カージャール朝領内で生産されたすべてのタバコ葉を、1年にわずかの定額と利益の16%だけを支払うという条件で独占的に買い取ることを認める利権が、イギリス人の設立した会	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)	
			社に与えられることになった。			
6	336	22 - 25	フィリピンでは、ヨーロッパに留学したホセ・リサールが、小説や評論で植民地統治の腐敗を指弾し、独立を主張して知識層に大きな影響を与えた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ホセ・リサールの主張)	3-(3)	
7	345	脚注①	こうしたなか、ドイツでは1916年に軍部独裁体制が成立し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (軍部独裁体制の成立時期)	3-(3)	
8	354	27 - 31	ドイツでは1919年・・・8月に民主的なヴァイマル憲法が制定されて、・・・しかし労働者のストはしばらく続き、地方では左派が主導する評議会政府が組織された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時のドイツの状況)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-30		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 世界史B		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
9	360	7 - 9	フランス支配下のインドシナでは、欧米で共産主義運動に参加していたホーチミンが、帰国後、ベトナム青年革命同志会を結成し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ベトナム青年革命同志会結成の過程)	3-(3)				
10	371	22 - 23	ハンガリーでは19年から、ポーランドでも26年から、独裁政治が始まった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ハンガリーで独裁政治が始まった時期)	3-(3)				
11	373	14 - 16	さらに30年代末には、国内のチェチェン人・イングーシ人・クリミア＝タタール人などの少数民族を敵とつうじるおそれがある集団とみなし、中央アジアに追放ないし強制移住させた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の強制移住の状況)	3-(3)				
12	392	16 - 17	それまで分割統治してきたオーストリアを中立国とするオーストリア国家条約に調印し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (オーストリア国家条約の内容)	3-(3)				
13	398	22 - 27	核兵器の拡散防止では、・・・その後、・・・イランは開発を進めている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イランの核兵器開発の現状)	3-(3)				
14	400	28 - 31	文化大革命の指導者（その中心は「四人組」と呼ばれた）が逮捕されたのち、鄧は近代化政策（「四つの現代化」）、すなわち経済の開放と自由化に着手した。これは社会主義市場経済と称	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (社会主義市場経済と称された時期)	3-(3)				
			された。						
15	402	9 - 10	なお、韓国・香港・シンガポール・台湾など後進国の一部は、1970年から80年代にかけてめざましい経済発展を達成した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (香港や台湾が国であるかのように誤解する。)	3-(3)				
16	409	26 - 28	ルーマニアのチャウシェスク大統領はゴルバチョフ大統領に軍事介入を要請したが拒否され、反政府運動を弾圧後、反政府派に拘束され処刑された（89年）。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ゴルバチョフ大統領」)	3-(3)				
17	420	8 - 10	アメリカとの自由貿易に消極的な国々の一部は、95年からブラジルとアルゼンチンを中心にMERCOSUR（南米南部共同市場）を形成している①。 および421ページ脚注①「その他の加	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (MERCOSURの加盟国および準加盟国)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 28-30		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 世界史B		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
			盟国はウルグアイ・パラグアイ。2006年にベネズエラが加盟。ほかに準加盟国が5カ国となっている。」						
18	420	写真	「第1回BRICs首脳会議」内、「11年からは南アフリカを加え、BRICsと記されている。」	不正確である。 (「BRICs」)	3-(1)				
19	421	23	91年から国連カンボジア暫定統治機構が統治し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時期)	3-(3)				
20	424	写真	「クローン問題」内、「クローン羊ドリー(左)」	誤りである。 (写真中のドリーの位置)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



# 検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-31		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 世界史B	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
1	11	6 - 7	1世紀に成立したローマ帝国とキリスト教はその後のヨーロッパ世界に多大な影響をあたえた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ローマ帝国の成立時期)	3-(3)
2	92	13 - 15	イギリスのウィクリフやベーメンのフスは、聖書を信仰のよりどころとして、教会の世俗化と腐敗を批判した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の教会の状態)	3-(3)
3	172	19 - 20	1845年にメキシコからテキサスをうばい、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (173ページ図中の「テキサス(1845年併合)」の記述に照らして当時の状況を誤解する。)	3-(3)
4	218	下右 囲 み	「ガンディー」中、「1907年、彼は『ヒンドゥー=スワラージ』という著作を出した。」	不正確である。 (年次)	3-(1)
5	219	上右 囲 み	「ムスタファ=ケマル」中、「1923年、対ギリシア戦争後のローザンヌ条約にもとづき、住民の強制交換がなされた。実態は、「ギリシア語を話すムスリム」がトルコへ、「トルコ語を話す	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (交換された住民の属性)	3-(3)
			ギリシア正教徒」がギリシアへと、交換されたのである。」		
6	250	18 - 20	ヨーロッパ連合(EU)が発足し、99年からは貿易などの決済通貨として統一通貨(ユーロ)を発行した。2002年からは一般市民の取引にもユーロを導入した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (266ページ年表「西ヨーロッパ」中、「1999 EU, 共通通貨ユーロ導入」の記述に照らしてユーロ導入の経緯を誤解する。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-52		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	2		1597年に京都を襲った慶長地震	不正確である。 (年次)	3-(1)	
2	68	囲み	「朝鮮半島の対外関係」中、「一方、半島南部では663年の白村江の戦いで倭の勢力は駆逐されたが、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「倭の勢力」)	3-(3)	
3	82	4 - 7	彼らは、アリーがムハンマドのいとこであったことから、ムハンマドの血族のみがウンマの指導者(イマーム)としてふさわしいと主張し、のちには多くの派に分かれた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (シーア派の主張内容)	3-(3)	
4	109	図	「14～15世紀のヨーロッパ」	誤りである。 (「フィレンツェ共和国」)	3-(1)	
5	131	囲み	「長崎と広州の繁栄」中、「広行」	誤植である。	3-(2)	
6	136	4 - 5	東南アジアには、16世紀にポルトガルとスペイン、17世紀にオランダやイギリスなどのヨーロッパ勢力が進出した。 (145ページ年表、同ページ注5、150	不正確である。 (当時の王国の名称として「イギリス」は不正確である。)	3-(1)	
			ページ囲み、157ページ16行目、同ページ表3、同ページ写真5、160ページ注2、162ページ7行目、10行目、25行目、同ページ注1、同ページ注2、163ページ11行目、同ページ注7、164ペー			
			ジ2行目、3行目、5行目、9行目、20行目、同ページ囲み、165ページ注6、166ページ1行目、2行目、4行目、167ページ注5、168ページ2行目、4行目、8行目、12行目、28行目、同ページ			
			注2、169ページ注6、170ページ表1、174ページ24行目、175ページ7行目、19～20行目、177ページ12行目、同ページ注1、注2、178ページ6行目、巻末世界史対照表「イギリス王国」も同様			
			。)			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-52		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
7	181	囲み	「「国際法」の誕生とオランダ」中、「海洋はどの国の支配を受けず」	誤記である。	3-(2)	
8	209	4 - 6	1828年の選挙で西部出身者として初の大統領になったジャクソンも、民主主義の発展に努め、ジャクソニアン=デモクラシーとよばれる政治改革を行った。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「ジャクソニアン=デモクラシー」とジャクソンが行った改革との関係）	3-(3)	
9	209	側注4	「ジャクソニアン=デモクラシーと民主党」中、「また、連邦政府官僚の採用が、世襲制から、新大統領選出ごとの交代制となった。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （連邦政府官僚採用方法の変遷）	3-(3)	
10	216	17 - 19	しかし19世紀半ばには、インド側から侵略したイギリスとの間で3度にわたるアフガン戦争が起こった。やがて、イギリスは外交などの支配権をにぎり、アフガニスタンを保護国化した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （イギリスのアフガニスタン侵略の過程）	3-(3)	
11	229	10 解説右	受うける	誤記である。	3-(2)	
12	277	4 - 7	イギリスでは、まず1931年に第2次マクドナルド内閣が失業保険削減を提案すると、それに反対して労働党が党首マクドナルドを除名した。マクドナルドは挙国一致内閣（保守党と、労働党	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （時系列）	3-(3)	
			・自由党の一部）を形成し、あらためて緊縮財政と金本位制停止を断行した。			
13	284	側注3	「日本への補償要求」（全体）	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。	固有 1-(3)	
14	292	16 - 17	結局1953年には北緯38度線を境とする休戦にいたった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「北緯38度線を境とする休戦」）	3-(3)	
15	320	20 - 21	また、2014年には過激派組織がイラクとシリアの領内の支配地域でISIL（「イスラム国」）と称し、国際社会に挑戦した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「ISIL（「イスラム国」）」が国家であるかのように誤解する。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 28-52	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 世界史B	学年
------------	---------	---------	---------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
			及び、同ページ側注4「ISIL（「イスラム国」）イスラーム過激派組織がカリフ制再興を訴えて、2014年に国家樹立を宣言した。」も同様。		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-1		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史A	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 1		「日本の世界遺産」中、「群馬県」	不正確である。 (塗色)	3-(1)	
2	表見返 3		「アジア・太平洋地域のなかの日本のあゆみ」中、「日本 1924～1930 大日本帝国」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
3	5	右5- 6	源氏や平氏などの有力な武士も中央政界に進出し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (源平の中央政界への進出時期)	3-(3)	
4	5	下囲み 2行目	…、大陸の文化の影響がしだいにうすれた撰関政治のころには、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (撰関政治のころの文化の実態)	3-(3)	
5	5	下囲み 9行目	鎌倉時代には、仏教が文化の中心となるいっぽう、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (鎌倉時代以前の文化と仏教の関係)	3-(3)	
6	10	図	「開港地横浜のにぎわい」中、「神奈川横浜新開港図」	不正確である。 (原図のタイトルと相違)	3-(1)	
7	22	8 - 9	…、薩長軍にやぶれます(鳥羽・伏見の戦い)。これをきっかけに、新政府が徳川慶喜の追討令を出し、戊辰戦争がはじまりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戊辰戦争の開始の時期)	3-(3)	
8	22	図1	「東京府御酒頂戴 江戸日本橋風景」	誤りである。 (江戸日本橋)	3-(2)	
9	23	図4	「廃藩置県後の全国地図(3府72県)」中、富山県の位置の(石川)	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
10	25	図3説明	東シナ海の尖閣諸島は、無主地であるとの理解のもと1895年に日本領とする閣議決定がおこなわれ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (無主地であるとの理解のもと)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-1		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史A	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	27	図4	1889（明治22）年までに開通した官営鉄道，（-は民営鉄道）	不正確である。 （九州，確氷峠）	3-(1)	
12	28	脚注	ピックアップ 言論を武器とする自由民権運動ですが，それとは一線を画す動きもみられます。その一例が，運動会の開催です。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
13	35	16 - 18	…，中村は，イギリスのスペンサーやミルの著作を翻訳し，『西国立志編』『自由之理』などを刊行しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （中村とスペンサーの著作との関係）	3-(3)	
14	36		左「コレラと結核」11行目「虎列刺」	誤りである。 （「刺」）	3-(1)	
15	38	5	留学生64名	不正確である。 （人数）	3-(1)	
16	57	8 - 12	戦争はとりわけ農村に打撃を与えました。…内務省は地方改良運動を提唱します。…ぜいたくの戒めを求める戊申詔書…に発します。郡や町村は，行政費削減が求められました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （地方改良運動及び戊申詔書の内容）	3-(3)	
17	58	19	大阪天満紡績会社	不正確である。 （名称）	3-(1)	
18	73	スポットライト	「幣原喜重郎」中，「全権委任」	不正確である。 （役職名）	3-(1)	
19	79	側注①	日本の国の根幹となる秩序のこと。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「国体」と天皇機関説やポツダム宣言受諾との関係）	3-(3)	
20	84	図2	「笠戸丸（かさどまる）」	誤りである。 （ルビ）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-1		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史A	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	90 - 91	地図	ヨーロッパの枢軸国	不正確である。 (ドイツ・イタリア以外の国々)	3-(1)	
22	93	側注	「リットン調査団」中、「日本軍の撤兵」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本軍の撤兵先)	3-(3)	
23	94	トピック	この凶作は、大きな社会問題になったのです。東北・岩手の人々の中には「七度の飢饉にあっても、一度のいくさにあうな」ということばが残されています。	生徒にとって理解し難い表現である。 (二つの文章の関係)	3-(3)	
24	97	トピック	「南京大虐殺」中、「犠牲者については、約20万人や10数万人、またそれ以下など諸説あります。」	通説的な見解がないことが明示されておらず、生徒が誤解するおそれのある表現である。 (犠牲者数)	固有 1-(2)	
25	105	側注④	・・・、インドネシアやマレーシアは日本の領土とされました。	不正確である。 (「日本の領土」)	3-(1)	
26	107 - 11	8 - 11	その後2015年、安全保障関連法の大幅な改定がおこなわれ、日本が直接攻撃を受けていなくても、・・・自衛隊が海外で武力を行使できるようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (安全保障関連法の要件について)	3-(3)	
27	115	図3	「東京におけるアイヌ教育施設」中、「代町」	誤りである。 (地名)	3-(1)	
28	117	地図	サンフランシスコ平和条約後の日本の領土	生徒が誤解するおそれのある図である。 (日本の領土)	3-(3)	
29	127	左4- 7	・・・、2003年からは、戦争犯罪を扱う国際的な常設裁判所(国際刑事裁判所)が設けられ、旧ユーゴスラヴィアのジェノサイド(民族絶滅)などが裁かれています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国際刑事裁判所と旧ユーゴスラヴィアのジェノサイドとの関係)	3-(3)	
30	131	スポットライト	国務相顧問	誤りである。 (「国務相」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

4 枚中 4 枚目

受理番号 28-1		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 日本史A	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
31	143	19 - 20	…,1967年8月,日米両政府や日本の財界の関与を裁く東京法廷が開廷されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「東京法廷」の実態)	3-(3)
32	145	側注②	賠償権	不正確である。 (用語)	3-(1)
33	152	トピック	「女性の就職・退職・職場復帰」中,「日本では経済成長の結果,谷が深まり明瞭なM字となります。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「注4日本の年齢別女性労働力率」中のグラフとの関係)	3-(3)
34	170	左中	「会津落城」中,「松平・会津藩は,反新政府の「奥羽越列藩同盟」軍の中心でした。」	不正確である。 (「「奥羽越列藩同盟」軍の中心」)	3-(1)
35	189	左	「76・77 海部俊樹」中,「1991.3 湾岸戦争で90億ドル支援」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (90億ドル支援)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検定意見書

受理番号 28-13		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史A	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	17	左中図	図「江戸時代の日本の国制」中の三角形とその塗色	生徒にとって理解し難い表現である。 (三角形の大小及び塗り分けの意味)	3-(3)	
2	21	下囲み	「日米和親条約」の「第九ヶ条 日本政府、外国人江当節重墨利加人江差し免させ候廉相免し候節ハ」	生徒にとって理解し難い表現である。 (最恵国待遇の意味にならない。)	3-(3)	
3	41	11 - 12	1879(明治12)年に琉球藩を廃して沖縄県とした(琉球併合)。	生徒にとって理解し難い表現である。 (右下地図中の「1879 琉球処分」との関係)	3-(3)	
4	51	9 - 10	フランス人顧問ボアソナードの指導で民法・商法などの法典も制定された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ボアソナードと商法との関係)	3-(3)	
5	51	側注③	民法・商法が日本の伝統的習慣に反しているという批判が出されたため(民法典論争)、その後改正され、1898(明治31)年から施行された。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「民法典論争」と商法との関係)	3-(3)	
6	53	18	ドイツは、1870～80年代に太平洋の島じまを植民地とし	不正確である。 (ドイツの植民地獲得開始時期)	3-(1)	
7	69	キャプション	左下写真「「あじあ」号」キャプション中の「南満州鉄道株式会社は……さらに大学以下の教育機関・研究所まで擁して」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「大学以下の教育機関」)	3-(3)	
8	111	側注②	「このころから、元老が中心となり、重臣(内閣総理大臣経験者など)らの意見をきいて、つぎの首相候補者を天皇に推せんするのが一般的となった」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「このころ」がさす時期)	3-(3)	
9	111	写真キャプション	左下写真「疑獄事件の頻発」キャプション中の「左から……前大臣」	生徒にとって理解し難い表現である。 (写真中の表記)	3-(1)	
10	139	側注①	殺害の人数については、数千人から30万人(現在の中国側の公式見解)まで、いろいろな説があるが	通説的な見解がないことが明示されておらず、生徒が誤解するおそれのある表現である。	固有 1-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-13		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史A	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	141	側注①	1940～41（昭和15～16）年，米・砂糖・マッチ・衣料などが配給制・切符制となった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （衣料の切符制の施行年）	3-(3)	
12	146	8 - 10	同年6月，ドイツ軍がソ連領内に侵攻して独ソ戦が始まると，日本はソ連と満州の国境付近に軍隊を動員して状況を見守るとともに，同年7月，	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （軍隊の動員時期）	3-(3)	
13	151	右下表	表「第二次世界大戦中の連合国側のおもな首脳会談」中「ポツダム会談」の年月 {1945.7～8}	生徒にとって理解し難い表現である。 （144ページ地図「第二次世界大戦中のヨーロッパ中の「ポツダム会談 1945.7」との関係）	3-(3)	
14	161	側注②	姦通罪は，結婚外の性的関係を犯罪とするものである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （姦通罪の対象）	3-(3)	
15	177	側注①	この解釈は，日米安全保障条約が，日本のもつべき武力は「攻撃的」なものではなく，国連憲章の目的や原則に従って，国際社会の平和と安全を促進するためにのみ用いられる，と定めてい	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日米安全保障条約と第3次鳩山内閣の憲法解釈との関係）	3-(3)	
			ることにもとづいていた。			
16	189	右中地図	地図「国土総合開発計画で指定された新産業都市」中の「鹿島地区」	不正確である。	3-(1)	
17	191	1 - 2	1973年6月，ベトナム和平協定を結んでベトナムから軍隊を引きあげた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ベトナム和平協定締結時期）	3-(3)	
18	203	17	アジア太平洋経済協力会議（APEC）（同ページ左下写真タイトルも同様）	不正確である。 （名称）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-2		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	12	側注②	その最初の発見地である岩宿遺跡の名をとって「岩宿時代」とよぼうとする研究者もいる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
2	16	3 - 4	香川県出土の銅鐸	生徒にとって理解し難い表現である。 (26ページでは「伝香川県出土」)	3-(3)	
3	20	26 - 28	7世紀は飛鳥時代ともいい、その文化を前半は飛鳥時代	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
4	27	写真キャプション	写真「稲荷山古墳出土鉄剣」キャプション中の「埼玉県立さきたま史跡の博物館蔵」	不正確である。 (稲荷山古墳出土鉄剣の所蔵者)	3-(1)	
5	30	9	日本書紀(712年成立)	誤りである。 (年次)	3-(1)	
6	31	15 - 32	「?3 飛鳥時代の政治改革、そのリーダーはだれだったのでしょうか」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (28ページ20～22行目との関連)	3-(3)	
7	32	図	図「天皇家系図」中の即位順序を示す数字	生徒にとって理解し難い表現である。 (即位順の根拠)	3-(3)	
8	45	側注⑥	太政官の会議の結論は、天皇(摂政)によって最終的に判断されたが、この時期の政務は、先例や儀式を重んじていた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「太政官の会議の結論」)	3-(3)	
9	48	写真キャプション	「薬師寺東塔」キャプション中の「白鳳文化唯一の遺構」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (建立時期)	3-(3)	
10	50	左 34 - 2 右	君主号を「大王」から「天皇」へかえたことをたずさえて唐に渡り、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「天皇」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-2		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 日本史B		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	63	20 - 22	ところが、資料C（公家中山忠親の日記『山槐記』）によって、征夷大將軍は頼朝がのぞんだ官職ではなかったことが判明しました。頼朝が任命してほしかったのは大將軍だったのです。し	生徒にとって理解し難い表現である。 （「大將軍」と「征夷大將軍」との関係）	3-(3)				
			かし、朝廷は頼朝がのぞむ大將軍ではなく、征夷大將軍に任命しました。						
12	78	写真キャプション	「後醍醐天皇像」のキャプション「幕府打倒祈願のために、密教の儀式の服装をしている」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （着装の目的）	3-(3)				
13	107	7 - 8	戦国大名や信長の検地とはちがい、検地奉行が耕地を実地調査し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （検地の方式）	3-(3)				
14	119	左上図	図「出羽国村山郡観音寺村絵図」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （この図が原図そのままであると誤解する。）	3-(3)				
15	161	20	（琉球処分、または廃琉置県）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「廃琉置県」が一般的な用語であるかのように誤解する。）	3-(3)				
16	161	側注④	現在の竹島にあたる島について、日本政府は1877年、日本とは関係ない島であると判断した。（178ページ側注④も同様）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日本が国際法上正当な根拠に基づき、竹島を正式に領土に編入した経緯）	3-(3)				
17	170	写真キャプション	写真「明治会堂演説之図」キャプション中の「中央区立築地資料館蔵」	不正確である。 （所蔵機関名）	3-(1)				
18	172	20 - 22	新聞などの論調も外国人に対し領事裁判権撤廃を認めていることは不当だとして、その撤廃（法権回復）を要求した。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「領事裁判権撤廃」と「法権回復」の関係）	3-(3)				
19	176	23	（明成皇后殺害事件）（180ページ「日朝関係年表」中の「1895 明成皇后殺害事件」も同様）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「明成皇后殺害事件」が一般的な用語であるかのように誤解する）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 28-2		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 日本史B		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
20	184	13	『東京経済学雑誌』	誤りである。	3-(1)				
21	187	側注⑦	軍部大臣現役部官制	誤記である。 (「部官制」)	3-(2)				
22	194	側注②	財閥内の金融機関として基幹銀行をもっていた。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「基幹銀行」)	3-(3)				
23	202	写真キャプション	「炭鉱記録画」キャプション	不正確である。 (「田川市立石炭・歴史博物館蔵」)	3-(1)				
24	206	7 - 8	1931(昭和6)年10月24日の国際連盟理事会で、日本の満州撤兵が勧告されたころ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (10月24日の国際連盟理事会の審議内容)	3-(3)				
25	207	25 - 26	日本軍の撤退を求める対日勧告	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本軍の撤退先)	3-(3)				
26	210	29 - 31	第2次近衛内閣の外相松岡洋右は、同年9月、ベルリンで日独伊三国軍事同盟に調印した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (実際の調印者)	3-(3)				
27	213	9 - 10	とくに朝鮮では、日本式の氏を創り名前を改める創氏改名	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「創氏」が法的制度であることがわからない。)	3-(3)				
28	215	21	「文化系大学生」	誤記である。	3-(2)				
29	238 - 239		琉球、それとも沖縄—なぜよび方がちがうのでしょうか(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (二種類の呼称の由来)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

4 枚中 4 枚目

受理番号 28-2	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
-----------	---------	---------	---------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
30	247	左上地図	地図「在日米軍基地」	信頼性のある適切なものが選ばれていない。 (データとして古い。)	2-(9)
31	255		「戦後補償を考える」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「慰安婦問題」の最近の動向)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 28-3		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	65	側注⑥	摂政・関白は、その任命と同時に、藤原氏の氏長者に補任され、氏全体を統率した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (補任)	3-(3)	
2	113	図	花の御所 三代將軍義満の造営、…『洛中洛外図屏風』	不正確である。 (図と説明が不一致)	3-(1)	
3	142	側注②	フランシスコ派	表記が不統一である。 (149ページ19行目では「フランシスコ会」)	3-(4)	
4	187	右下図	「東大寺金堂(大仏殿)」中、「現存する世界最大の木造建築」	不正確である。 (世界最大)	3-(1)	
5	197	上図	「アイヌとの交易」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アイヌとの交易)	3-(3)	
6	218	図	「列強のアジア侵略とペリー来航」中、「第2次アヘン戦争(1856～58)」	表記が不統一である。 (同ページ側注1では「第2次アヘン戦争・1856～60」)	3-(4)	
7	232 - 233	16 - 2	官営事業にはほかに幕府や藩からひきついだ事業があり、…大阪砲兵工廠…などの軍事工場や、…の鋳山がそれにあたる。	不正確である。 (大阪砲兵工廠の設立主体)	3-(1)	
8	246	写真タイトル	秩父事件顕彰碑	生徒にとって理解し難い表現である。 (青年像とタイトルとの関係)	3-(3)	
9	248	上図	「大日本帝国憲法下の国家機構」中、「内大臣1885 (常時輔弼)」	不正確である。 (常時輔弼)	3-(1)	
10	252	上図	「第1議会の衆議院のようす 憲政会館蔵」	不正確である。 (憲政会館)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-3		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	255	上図	「下関条約と三国干渉」中, 南西諸島	不正確である。 (塗色)	3-(1)	
12	270	上表	「おもな新聞と雑誌」中, 「時事新報 1879」	誤りである。 (1879)	3-(1)	
13	286	15 - 17	・・・, 自警団を組織した民衆や, 軍隊や警察の手によって数千人にのぼる朝鮮人が虐殺され, ・・・	通説的な見解がないことが明示されておらず, 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人数)	固有 1-(2)	
14	288	側注①	・・・軍隊や警察の弾圧による朝鮮人の死亡者は7,500人に達した。	通説的な見解がないことが明示されておらず, 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人数)	固有 1-(2)	
15	296	側注③	「陸海軍ノ編成」	不正確である。 (編成)	3-(1)	
16	297	上	「吉野作造の民本主義」中, 「『憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず』」	表記が不統一である。 (論文のタイトルの表記法)	3-(4)	
17	298	5	柳田国男1878～1962	誤りである。 (生年)	3-(1)	
18	307	13 - 14	死者の数は戦闘員を含めて, 占領前後の数週間で少なくとも10数万人に達したと推定される。(306ページ側注5を含む。)	通説的な見解がないことが明示されておらず, 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人数)	固有 1-(2)	
19	310	上図	「第二次世界大戦前後の国際関係」中, 「北部仏印侵攻」「南部仏印侵攻」	表記が不統一である。 (311ページ1～2行目、313ページ12行目と表記が不統一)	3-(4)	
20	358	16 - 17	・・・, 慰安婦問題や強制労働の補償問題などを誠実に解決するとともに, ・・・	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「慰安婦問題」の最近の動向)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



# 検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-11		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	表見返	写真1 6	5層の大天守と三つの小天守を結ぶ連立天守閣の代表的な遺構である。 →P. 142	不正確である。 (「→P. 142」)	3-(1)
2	表見返	写真2 1	左後方は新宿の高層ビル群	不正確である。 (「左後方」)	3-(1)
3	89	中右写真	防塁跡	生徒にとって理解し難い写真である。 (復元であることが理解し難い)	3-(3)
4	91	上図	女性の借上から金を借りているところ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「女性の借上」)	3-(3)
5	108	上左図	14～15世紀ころの東アジア	不正確である。 (「小琉球」の塗色)	3-(1)
6	253	下写真	1869(明治2)年竣工	不正確である。 (年次)	3-(1)
7	266	15	朝鮮人数千人…が虐殺された	通説的な見解がないことが明示されておらず、生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人数)	固有 1-(2)
8	328	3 - 4	アジア・太平洋経済協力閣僚会議 (APEC)	不正確である。 (「閣僚会議」)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-12		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 日本史B		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	26	図	4～5世紀の東アジア	生徒が誤解するおそれのある図である。 (濟州島の塗色)	3-(3)				
2	107	図	13世紀の東アジア	生徒が誤解するおそれのある図である。 (台湾・濟州島の塗色)	3-(3)				
3	127	図	琉球の貿易関係要図	相互に矛盾している。 (「中グスク」と「今帰仁グスク」などの表記方法)	3-(1)				
4	186	1 - 3	その頃はやった心中を題材とし、義理と人情の葛藤を描いた世話物は、心中を美化するものとして幕府から禁止された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (禁止の時期)	3-(3)				
5	200	26 - 29	18世紀後半は…そしてイギリス・フランス両国は世界的規模で植民地争奪戦を開始した。	不正確である。 (イギリス・フランスの植民地争奪戦開始時期)	3-(1)				
6	252	脚注①	市会・町村会議員の選挙権は、直接国税2円以上を納入する満25歳以上の男性に与えられた。	不正確である。 (選挙権付与の条件)	3-(1)				
7	265	7 - 8	翌1908(明治41)年に反乱はおさまっていったが	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「反乱」の収束時期)	3-(3)				
8	276	10 - 11	高山樗牛は、日本主義を主張して雑誌『太陽』を刊行するとともに	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (高山樗牛と雑誌『太陽』との関係)	3-(3)				
9	309	図	満州事変要図	不正確である。 (塗色のずれ)	3-(1)				
10	319	25	官制	誤植である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 28-12		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	334	脚注①	GHQ内の情報局(G2)	不正確である。 (「情報局」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-17		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 日本史B		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	29	図4	684年に開眼供養がおこなわれた	不正確である。 (年次)	3-(1)				
2	32	図1	平城京	不正確である。 (「長屋王邸」の位置)	3-(1)				
3	34	図1	7, 8世紀の東アジアと遣唐船の航路	表記が不統一である。 (「遣隋使、遣唐使の主要行路」の塗色が凡例と不統一である。)	3-(4)				
4	35	図3	螺鈿紫檀五絃琵琶(左, 長さ108.1cm)と…瑠璃杯(右, 高さ11.2cm)	誤りである。 (「左」「右」)	3-(1)				
5	49	図3	荘園の寄進(概念図)	誤記である。 (「金剛新院」)	3-(2)				
6	51	22 - 28	武士の所領拡大(全体)	平安時代の記述の中に鎌倉時代の記述が入っており, 組織が適切でない。	2-(11)				
7	55	24	新恩	表記が不統一である。 (59ページ18行目では「新恩給与」)	3-(4)				
8	56	6 - 8	1199年に頼朝が没すると, 鎌倉幕府は危機に直面した。後鳥羽は討幕路線をおし進め…独自の軍事力の増強をはかった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (後鳥羽が討幕路線をおし進めた時期)	3-(3)				
9	67	側注4	王権分裂の危機に直面していた日本の支配層は, 宋学を政治的実践の指針として受容した。	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足で理解し難い)	3-(3)				
10	73	側注5	そのときの記録を『老松堂日本行録』として残している。(→p. 80)	誤りである。 (「→p. 80」)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

4 枚中 2 枚目

受理番号 28-17		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	77	29 - 30 右	1457年のコシヤマインの乱を皮切りに	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「コシヤマインの乱」)	3-(3)
12	101	史料	「伴天連追放令」中の「太以不可然候事」のルビ	不正確である。 (「はなはだもってしかるべからざる」)	3-(1)
13	108	図3	身分別人口構成	生徒が誤解するおそれのある図である。 (江戸時代のいつの人口構成か説明不足である)	3-(3)
14	117	33	幕府や藩の公金の出納や為替業務を担当した。(注4)	誤記である。 (注4がない)	3-(2)
15	117	図5	⑤寛永通宝 銅貨, 銀1文に通用	生徒にとって理解し難い表現である。 (「銀1文」)	3-(3)
16	129	図5	百姓一揆・打ちこわし件数と傘連判	生徒にとって理解し難い表現である。 (「傘連判」)	3-(3)
17	153	12	10月4日に大政奉還の上表を朝廷に提出した	不正確である。 (日付)	3-(1)
18	154	章名	明治維新と立憲国家の成立	生徒にとって理解し難い表現である。 (「明治維新」について説明不足である。)	3-(3)
19	158	図2	開化の人口	不正確である。 (「人口」)	3-(1)
20	164	12	東京銀座の煉瓦街には, 官庁や新聞社などの煉瓦建築が建ちならび	不正確である。 (「官庁」)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 28-17		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	172	図2	各国大使らを招いて舞踏会が催された	不正確である。 （「大使」）	3-(1)	
22	175	史料	「治安警察法」中の「招集」	不正確である。 （「招」）	3-(1)	
23	200 - 201	23 - 1	朝鮮総督府は軍隊・警察を動員してこれを徹底的に弾圧し、約7500人もの犠牲者を出した。 （201ページ図6キャプションも同様）	通説的な見解がないことが明示されておらず、生徒が誤解するおそれのある表現である。 （人数）	固有 1-(2)	
24	208	図3	箕輪有馬電気鉄道	不正確である。 （「箕輪」「鉄道」）	3-(1)	
25	209	側注1	朝鮮や日本の民芸（民衆芸術）を高く評価し	不正確である。 （「民衆芸術」）	3-(1)	
26	232	1 左	無差別攻撃（ジェノサイド） （左12行目も同様）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「無差別攻撃」と「ジェノサイド」の関係）	3-(3)	
27	244	下右写真	写真は1952年11月に大統領官邸前で演説しているところ	誤りである。 （年次）	3-(1)	
28	247	図5	小笠原諸島 国連信託統治領として アメリカ軍政下(1945年)	不正確である。 （「国連信託統治領」）	3-(1)	
29	251	18	国連復帰ができない状況を打開するためには不可欠な政策であった	不正確である。 （「国連復帰」）	3-(1)	
30	253	側注1	漁業、在日朝鮮人の法的地位、財産請求権と経済協力、文化財と文化協力に関する四つの協定をともなった。この結果、請求権が「解決」され、戦後補償問題を残すことになった	生徒にとって理解し難い表現である。 （「請求権が「解決」と「戦後補償問題」との関係）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

4 枚中 4 枚目

受理番号 28-17		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
31	253	側注1	在日朝鮮人の法的地位	不正確である。 （「朝鮮人」）	3-(1)
32	256	図4	日本の実質経済成長率の推移	不正確である。 （大阪万博の年）	3-(1)
33	267	8 - 11	日韓外相会談で従軍慰安婦問題に関して、日本は政府の責任を認め、韓国が設立する財団に10億円を拠出することを表明した。	不正確である。 （「日韓外相会談で従軍慰安婦問題」）	3-(1)
34	269	14 右	野茂秀雄	誤記である。 （「秀」）	3-(2)
35	裏見返	下図凡例	第一次世界大戦後の世界	不正確である。 （「被加入国」）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検定意見書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-23		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 日本史B		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	7 表見返	図	古代の行政区画	不正確である。 (近江国の国府の位置)	3-(1)				
2	13	図	青銅器の分布	相互に矛盾している。 (右写真の荒神谷遺跡出土の銅剣、および銅鐸・銅矛との関係)	3-(1)				
3	24	囲み	厩戸王が国政の改革を行った国際的な背景は何だろうか。	相互に矛盾している。 (22ページ15～18行目の記述における国政改革の主体)	3-(1)				
4	44	側注①	特に、生母の父とその兄弟をさした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「その兄弟」)	3-(3)				
5	54	11	二人の大臣がいた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (粟田真人の官職)	3-(3)				
6	75	写真	防塁の跡(福岡市)	生徒にとって理解し難い写真である。 (復元であることが理解し難い)	3-(3)				
7	102	図	道元が修行をした宋の寺	生徒にとって理解し難い図である。 (臨安と杭州との関係)	3-(3)				
8	107	15	太政大臣(だじょうだいじん)	相互に矛盾している。 (62ページ12行目のルビ)	3-(1)				
9	115	12	1620(元和6)年には、2代将軍秀忠の娘和子(東福門院)を後水尾天皇の中宮とした。	不正確である。 (立后年)	3-(1)				
10	157	右下図	彦根市の地図	不正確である。 (滋賀大学の位置、橋の有無)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



# 検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 28-23		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	171	図	地券 登記法が制定される1886年まで、地券によって土地の所有権が証明されていた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (登記法「制定」と地券の効力との関係)	3-(3)
12	195	図	列強による中国分割	誤植である。 (「内蒙古」左上の「日本(日)」)	3-(2)
13	213	4	1919(大正8)年に都市計画法が施行され	不正確である。 (施行年)	3-(1)
14	222	側注①	南京大虐殺ともいわれ、死者の数について、日本では数万～十数万以上など諸説あり、中国政府は30万人以上を主張している。	通説的な見解がないことが明示されていない。	固有 1-(2)
15	234	4	(教科書156ページを参照)	誤植である。 (ページ数)	3-(2)
16	247	側注②	1968年、伝統文化財の保護と、文化の振興のため、文化庁が設置された。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「伝統文化財」)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-100		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 地理A	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	8	25	正積図法は、サンソンやメルワイデがメルカトル図法を改良して考案した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (正積図法の考案過程について誤解する)	3-(3)
2	13	6 - 7	沖縄県の尖閣諸島については、近年、中国が領有権を主張している。	生徒にとって理解し難い表現である。 (我が国の正当な立場について)	3-(3)
3	16 - 17	25 - 1	新期造山帯は、・・・けわしく長い山脈が続く。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (新規造山帯が全てけわしく長い山脈と誤解する)	3-(3)
4	37	写真7	大気汚染の著しい中国の都市（西安）	写真に、学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)
5	54 - 55	22 - 1	1990年、クウェートを侵攻した（湾岸戦争）。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「クウェート侵攻」と「湾岸戦争」の関係)	3-(3)
6	72	側注1	ポーランドは、第二次世界大戦前は、ソ連とドイツに侵略され、一時期消滅した。	生徒にとって誤解するおそれのある表現である。 (「ソ連」のポーランドへの侵攻が、第2次世界大戦の前であるかのように誤解する)	3-(3)
7	144 - 165		第2章 自然環境と防災	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (自然条件に関する情報を得ることで、災害から身を守れると誤解する)	3-(3)
8	160	側注2	その堤防が耐えられる最高の水位	生徒にとって理解し難い表現である。 (計画高水位の説明)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-105		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理A	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	6	図②	海外のホテルを日本語で予約できるウェブサイト 55ページ図⑧客でにぎわう日本式ラーメン店	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
			56ページ図②コーヒーショップでくつろぐ人々 144ページ図①横浜クルージングマップ 154ページ図③キャプション JR東海			
			のウェブサイト「そうだ京都、行こう。」			
2	17	11 - 14	日本とロシアとの間には、北方領土の問題…ソ連（現ロシア）に占拠されたままになっている。	生徒にとって理解し難い表現である。（北方領土について、我が国が正当に主張している立場について理解し難い。）	3-(3)	
3	17	14 - 15	島根県の竹島は、近世以来、隠岐の人々が漁で生計を立てる漁場であった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「近世以来、隠岐の人々が漁で生計を立てる漁場であった。」）	3-(3)	
4	17	図⑫	尖閣諸島 日本固有の領土であるため、領有権の問題は存在しない。	生徒にとって理解し難い表現である。（「ため」）	3-(3)	
5	40	図④タイトル	ピーターラビットとその作者であるビアトリクス・ポターの家	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「ビアトリクス・ポターの家」）	3-(3)	
6	43	12 - 13	また、地下には冬の寒さにより一年中土壌が凍結した状態の永久凍土が広がっている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「冬の寒さにより」）	3-(3)	
7	74	図③	日本でもよく飲まれているダージリンティー 85ページ図⑥ソースの原材料表示	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-84		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 地理B		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	前見返 3	図	南米南部共同市場 (MERCOSUR) 166ページ図1	相互に矛盾している。 (2015年の塗色について相互に矛盾している。)	3-(1)				
2	16	図2	千葉県旭市周辺の土地条件図 (「(この図では土地利用)」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (図が土地利用に焦点を当てているかのように誤解する。)	3-(3)				
3	57	図3	水の循環 (蒸発・降水)	生徒にとって理解し難い表現である。 (降水と蒸発の数値の関係について理解し難い。)	3-(3)				
4	73	14	→p. 209写真⑤	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (209ページに写真⑤が存在するかのように誤解する。)	3-(3)				
5	90	16 - 17	…エビの養殖池を開発(写真4)することなども大規模な森林の減少につながる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (写真4の示す内容について理解しがたい。)	3-(3)				
6	90	図3	ボルネオ島における森林面積の減少 151ページ 図4	生徒にとって理解し難い図である。 (図の縮尺について理解し難い。)	3-(3)				
7	115	図3	世界の木材の伐採量 (中国 291 インド 332)	相互に矛盾している。 (示された数値と棒グラフの大小関係が相互に矛盾している。)	3-(1)				
8	153	グラフ 4	おもな国の鉄鋼生産の推移	生徒にとって理解し難いグラフである。 (「日本」の数値について理解し難い。)	3-(3)				
9	157	グラフ 5	日本における宅配業の推移 (郵便小包 メール便)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (郵便小包とメール便の関係について誤解する。)	3-(3)				
10	185	図3	日本の中央官庁や企業の地方組織と都市の階層性	生徒にとって理解し難い表現である。 (企業の例の樹形図に照らして、地図に表現された支社・営業所の分布が理解し難い。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検定意見書

2 枚中 2 枚目

<b>受理番号</b> 28-84	<b>学校</b> 高等学校	<b>教科</b> 地理歴史	<b>種目</b> 地理B	<b>学年</b>
-------------------	----------------	----------------	---------------	-----------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	288	グラフ 3	EUのおもな国の失業率 (ギリシア) 287ページ グラフ 3 ギリシャ	相互に矛盾している。	3-(1)
12	291	図5	EUの貿易 (中国)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (EUの対中国貿易割合の推移について誤解する。)	3-(3)
13	317	図7	ニュージーランドの貿易相手国と輸出品目 (輸入品目)	相互に矛盾している。 (図のタイトルと項目名「輸入品目」が相互に矛盾している。)	3-(1)
14	326 - 329		2 日本が抱える地理的諸課題を探究する	生徒にとって理解し難い表現である。 (見出し「日本が抱える地理的諸課題を探究する」に照らして、329ページ「3 まとめと発表」の図 2 が十分でなく、探究の流れについて理解し難い。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-103		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 地図	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	10	図	正距方位図法 37ページ ランベルト正積方位図法 66ページ 擬円筒図法	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ひずみ」についての記述が、示された投影法の普遍的性質であると誤解する。)	3-(3)
2	124		円筒図法 (円筒形の投影面を展開して平面の地図を作成する。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (説明文の手法だけで、示された全ての投影法が実現できるかのように誤解する。)	3-(3)
3	124		円錐図法 (円錐形の投影面を展開して平面の地図を作成する。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (説明文の手法だけで、示された全ての投影法が実現できるかのように誤解する。)	3-(3)
4	127	右下欄外	日本の気候区はP. 109④を参照	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (P. 109④が日本の気候区を示すかのように誤解する。)	3-(3)
5	152	表	地質年代表	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (気温変化について誤解する。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-104	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 地図	学年
-------------	---------	---------	-------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	176		円筒図法 (円筒形の投影面を展開して平面の地図を作成する。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (説明文の手法だけで、示された全ての投影法が実現できるかのように誤解する。)	3-(3)
2	176		円錐図法 (円錐形の投影面を展開して平面の地図を作成する。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (説明文の手法だけで、示された全ての投影法が実現できるかのように誤解する。)	3-(3)
3	180	③	世界のおもな砂漠面積 (千km <sup>2</sup> )	生徒にとって理解し難い表現である。 (面積)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 28-106		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地図	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	8	図	②「中国の王朝と領土の変遷」b「唐(669年)」内、「チベット」	生徒にとって理解し難い表現である。 (12ページ図③「万里の長城の建設」c「8世紀ごろ—唐代の長城—」内、「吐蕃」に照らして理解し難い。)	3-(3)	
2	10	図	③「大運河の建設」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (開封の東の点線、図中の「大運河」)	3-(3)	
3	13	図	①「西域」凡例内「漢の河西4郡(前121年設置)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)	
4	15	表	②「黄河と渭水(渭河)のほとりにつくられた都」内、「①鍋京」	誤記である。 (「鍋京」)	3-(2)	
5	21	図	①「東南アジア」内、「ウドーン」の色区分 23ページ図①「インドシナ半島・マレー半島」内、「ウドーン」も同様。	生徒が誤解するおそれのある図である。 (3ページ「地図帳の凡例」内、「世界の時代の色区分(P.5~82)」に照らして、年代について誤解する。)	3-(3)	
6	27	図	①「インダス川・ガンジス川流域」内、「モヘンジョ=ダロ 前25世紀~前15世紀ごろに栄えた計画都市。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (年代)	3-(3)	
7	29	図	①「中央アジア」内、ピンク色の「カザン」および「アストラハン」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ凡例内、「モンゴル帝国を構成したハン国の都」に照らして誤解する。)	3-(3)	
8	33	図	②「イスラエル周辺の変遷」a「1923~48年」内、トランス・ヨルダンとサウジアラビアの国境	生徒が誤解するおそれのある図である。 (国境線の位置)	3-(3)	
9	46	表	c「神聖ローマ帝国の歴史」内、「962年 アーヘンでオットー1世が教皇よりローマ皇帝の帝冠を受ける」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (帝冠を受けた場所)	3-(3)	
10	61	図	①「ロシア周辺」内、「ソビエト社会主義共和国連邦(ソ連)の範囲(1945年初め)」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (1945年初めの範囲であるかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



# 検定意見書

2 枚中 2 枚目

受理番号 28-106	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 地図	学年
-------------	---------	---------	-------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	74	図	①「中央アメリカ」内、「ワンカバンバ」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (位置)	3-(3)
12	98	表5	後白河法皇, 熊野行幸	不正確である。 (法皇の「行幸」)	3-(1)
13	147	表	表 地図投影法の説明 ミラー図法 高緯度ほど緯線間隔を短くして	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ミラー図法の緯線間隔が高緯度ほど短いかにように誤解する)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。